遺言者の要望を実現するための遺言条項作成のチェックポイント

―遺言者・相続人等・相続財産の状況に応じて―

編集　東京弁護士会 法曹同志会

新日本法規

はしがき

本書は、東京弁護士会内の会派の一つであり1920年（大正９年）に創立された法曹同志会に所属する弁護士のうち有志27名によって執筆されたものである。

遺言書や遺言条項について解説する書籍が数多ある中で、本書の特色は、「遺言者の要望」に焦点を当てて構成・執筆されているということである。遺言をしようとする者に十分な法的知識があるとは限らず、その要望は、必ずしも法的に意味のあるものばかりではない。遺言に適さないと思われたり、実現が困難であると思われるような要望が出されることもある。しかしながら、そのような場合でも、我々弁護士等の専門家には、可能な限り依頼者である遺言者の要望に寄り添い、その思いを実現するために知恵を絞ることが求められているというべきである。そのような視点に立ち、そもそも遺言者としてどのような要望があり得るのかを出発点として、本書の構成・執筆が進められた。

本書は、「第１章　遺言者の状況」「第２章　相続人等の状況」「第３章　相続財産の状況」との章立てのもと、当事者の属性や財産の種別等に応じて、遺言条項を作成する際に留意すべきチェックポイントを掲げた上、ケース解説として、遺言者の要望（「…したい」）ごとにそれを実現するための方法や条項例を記載している。そのため、具体的に、誰が（第１章）、誰に対して（第２章）、何を（第３章）相続させたい（又は遺贈したい）のかに応じて、各章の該当箇所を参照してもらえれば、必要な知識・情報が得られるものと考えている。本書が遺言者の要望を実現する一助となれば幸いである。

なお、本書では、紙幅の関係もあり、自筆証書遺言や公正証書遺言の具体的作成方法、2020年７月から開始された自筆証書遺言書保管制度、2025年10月から開始された公正証書遺言のデジタル化等の、遺言書作成の方式や手続に関する記述については必要最小限となっていることにご留意いただきたい。

最後に、本書の発案者であり、多忙にもかかわらず編集会議に出席し議論に参加してくれた2025年度法曹同志会幹事長の安達桂一弁護士、締切を（概ね）守って原稿を提出してくれた執筆者の皆さん、そして何より、本書の担当者として我々編集者の至らない点をカバーし、的確なアドバイスから煩雑な作業までこなしてくれた新日本法規出版株式会社の長谷川舜一氏及び増田雄介氏に、この場をお借りして深く感謝したい。

2026年10月

編集者　弁護士　中　村　知　己
同　　弁護士　朝　吹　亜希子
同　　弁護士　柴　田　政　樹
同　　弁護士　我　妻　大　輔
同　　弁護士　原　澤　恭　平

編集委員・執筆者一覧

編　集　　東京弁護士会　法曹同志会

《編集委員》

中村　知己
朝吹　亜希子
柴田　政樹
我妻　大輔
原澤　恭平

《執 筆 者》（修習期順・五十音順）

齊藤　洋	齋藤　魁
大澤　康泰	鈴木　利碩
西川　達也	中谷　百合子
夏苅　一	河埜　一道
岡本　知子	高市　惇史
永石　一恵	齊藤　晃大
本多　基記	林　大登
北郷　貴史	日比野旭弘
玉置　大悟	服部　慶
水島　真	矢内　太道
浅石　裕一朗	山川　大輔

〔13〕　配偶者への承継

チェックポイント
1　配偶者の生活や将来設計を考慮したか
2　他の相続人の遺留分を考慮したか
3　配偶者が先に亡くなる場合等を想定したか
4　二次相続を見据えた遺言内容になっているか

解　説

1　残された配偶者の生活や将来設計を考えておく

配偶者が亡くなると、残された配偶者は、生活面や経済面で大きな不安を抱えることがあります。そのため、残された配偶者の生活や将来設計について、あらかじめ考えておく必要があります。

この点、被相続人の配偶者は、常に相続人となりますので（民890）、他に相続人がいなければ、全ての遺産を取得することができ、そうでない場合であっても、子及び配偶者が相続人であるときは２分の１（民900一）、配偶者及び直系尊属が相続人であるときは３分の２（民900二）、配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは４分の３（民900三）の法定相続分がありますので、遺言がなくても問題ないと考えるかもしれません。しかし、他の相続人との間で意見が合わず、遺産分割協議がまとまらない場合など、配偶者が遺産を取得するまでに時間が掛かる事態も想定されます。

そこで、配偶者に確実に遺産を取得させ、老後の生活を維持できるようにするために、遺言を作成し、配偶者に生活の本拠となる自宅や生活資金を取得させる方が望ましいと考えられます。

配偶者に、特定の遺産を「相続させる」旨の遺言をすれば、特段の

事情がない限り、遺産分割の方法を定めたものとして、配偶者に遺産を取得させることができます（最判平３・４・19判時1384・24）。

なお、子や孫、親族等に配偶者の世話を頼み、負担付きで遺産を取得させる方法や、令和２年４月１日施行の改正民法によって新設された配偶者居住権（民1028①二）を設定する方法も考えられます。

2　他の相続人の遺留分を侵害しないよう配慮する

配偶者の老後の生活維持のために、遺言を作成し、配偶者に生活の本拠となる自宅や生活資金を取得させる場合、配偶者の取得分が、前記の配偶者の法定相続分を大幅に超える場合も考えられます。

他方で、配偶者以外の相続人のうち、兄弟姉妹以外の相続人（子及びその代襲者、それらがいない場合の直系尊属）は、遺留分として、遺留分算定の基礎となる遺産に、直系尊属のみが相続人である場合は３分の１、それ以外の場合は２分の１を乗じた額を受けることとなり（民1042①一・二・1043①）、相続人が複数いる場合は、前記割合に各自の法定相続分を乗じた割合となります（民1042②）。そして、遺留分権利者及びその承継人は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができます（民1046①）。

万が一、配偶者に、法定相続分を大幅に超える遺産を取得させ、それが他の相続人の遺留分を侵害する場合、配偶者は、当該相続人から遺留分侵害額請求をされて、大きな負担となるおそれがあります。

そこで、配偶者以外の相続人がいなかったり、他の相続人が兄弟姉妹だけであるなど、遺留分権利者がいない場合や、他の相続人があらかじめ家庭裁判所の許可を受けて遺留分を放棄している場合（民1049①）や遺留分を放棄する意思が明らかである場合でなければ、遺言において、他の相続人の遺留分を侵害しないよう配慮して、少なくとも遺留分に相当する割合の遺産について、他の相続人に遺産を取得させ

る方が望ましいと考えられます。

また、配偶者が遺留分侵害額請求を受ける場合に備えて、支払の原資を確保するため、配偶者を死亡保険金の受取人としておく方法も考えられます。

〔条項例〕他の相続人の遺留分に配慮して、配偶者に自宅と生活資金を取得させる場合

> 第○条　遺言者は、遺言者の有する別紙遺産目録記載○の不動産及び家財一式を、遺言者の妻である○○（○年○月○日生）に相続させる。
>
> 第○条　遺言者は、遺言者の有する別紙遺産目録記載○を含む全ての預貯金を解約・換金した金銭及び手許現金のうち、○○○万円を遺言者の長男である○○（○年○月○日生）に、○○○万円を遺言者の二男である○○（○年○月○日生）に相続させ、これらを控除した残金を全て遺言者の妻である○○（○年○月○日生）に相続させる。〔以下省略〕

3　配偶者が先に亡くなる場合等を想定しておく

配偶者に遺産を残すために、「相続させる」旨の遺言を作成する場合であっても、不慮の事故や病気等によって、予期せず配偶者が先に亡くなったり、遺言者と同時に亡くなる場合もあります。

相続開始時に、「相続させる」旨の遺言をされた配偶者が亡くなっていた場合、特段の事情のない限り、その遺言は効力を生じないこととなりますので（最判平23・２・22判時2108・52）、遺言者の意思を実現できなくなります。

そこで、配偶者が先に亡くなる場合等も想定して、そのような場合には、他の相続人や承継者に遺産を取得させる方法が考えられます。

なお、配偶者に代えて遺産を承継させる者が他の相続人である場合は、配偶者と同様、「相続させる」旨の遺言によって遺産分割の方法を

定め、相続人ではない場合は、遺贈（民986以下）によって取得させることが一般的です。

〔条項例〕配偶者が先に死亡した場合に、他の者に取得させる場合

> 第○条　遺言者の妻である○○が遺言者より先に又は遺言者と同時に死亡したときは、遺言者は、相続開始時に存在する遺産のうち、第○条によって、遺言者の妻である○○が相続する遺産を、遺言者の○○である○○（○年○月○日生）に相続させる〔／遺贈する〕。〔以下省略〕

4　二次相続を見据えた遺言内容にする

遺言作成時には、一次相続だけでなく、残された配偶者の死亡による次の相続（二次相続）も見据えて、相続人や承継者の相続税の負担について、配慮するとよいでしょう。

現在の税制では、相続人や承継者が、相続や遺贈などによって遺産を取得する場合、相続人の数に応じて相続税の「基礎控除額」が決まり（受遺者は「基礎控除額」算定の基礎となる人数に含まれません。）、遺産の価額の合計額が「基礎控除額」を超える場合に、その超過部分が相続税の課税対象となります。また、配偶者が遺産を取得する場合、一定の要件を満たせば、相続税の税額が軽減されます（一般に、「配偶者控除」といわれます。）。

したがって、一次相続時に、全ての遺産を配偶者に集中して取得させてしまうと、その配偶者が亡くなる二次相続時に、相続人の数が減って「基礎控除額」が少なくなり、また配偶者控除もないため、子の相続税の負担が重くなるおそれがあります。

そこで、一次相続時に、子にも適度に遺産を分配することで、二次相続の際の相続税負担を分散できる可能性があります。具体的な控除額等は、国税庁のホームページで確認するなどして、慎重な検討が必要です。

ケース解説

ケース１　配偶者に多くの遺産を相続させたい場合

被相続人の配偶者は、常に相続人となりますが（民890）、配偶者の他に、被相続人の子若しくはその代襲者・再代襲者（民887）、それらの相続人となるべき者がいない場合の直系尊属（民889①一）や兄弟姉妹（民889①二）も共同相続人となります。そして、被相続人の遺産は、可分なものを除いて共同相続人の共有となります（民898①）。なお、預金債権は相続分に応じて当然に分割されず、遺産分割を要します（最判平28・12・19判時2333・68）。

例えば、夫婦に子がなく、被相続人の直系尊属や兄弟姉妹が存命である場合には、配偶者だけでなく、直系尊属又は兄弟姉妹も相続人となり、遺言がなければ、個々の財産の帰属を確定させるために、相続人全員で遺産分割協議を成立させる必要があります（民907①・909）。

そこで、配偶者に遺産の全部又は一部を包括的に相続させたいと考える場合、遺言を作成しておく必要があります。

遺産の全部又は一部について、配偶者に「相続させる」旨の遺言をすれば、特段の事情がない限り、遺産分割の方法を定めたものとして、配偶者に遺産を取得させることができます（最判平３・４・19判時1384・24）。

その際、他の相続人の遺留分に配慮する必要があることや、配偶者が先に亡くなる場合を想定しておく必要があること、二次相続を見据えた遺言内容とするべきであることは、既に述べたとおりです。

ケース２　親族等に配偶者の世話を頼みたい場合

残された配偶者が、今後一人で自立して生活していくことができるか、不安や心配がある場合、遺言によって、子や孫、親族等に、配偶

〔33〕　保険契約上の権利

チェックポイント
1　保険契約上の権利にどのようなものがあるか確認したか
2　当該権利が相続財産となるか否か確認したか
3　保険契約者、被保険者、保険金受取人及び保険料負担者は誰か

解　説

1　保険契約上の権利の内容を把握する

保険契約上、保険金受取人（保険２五）又は損害保険（保険２六・七）の被保険者（保険２四イ）が有する権利として、保険給付請求権（保険金請求権）があります（以下、保険金受取人と損害保険の被保険者を併せて「保険金受取人等」と表記します。）。損害保険又は生命保険（保険２八）における保険事故（保険５①・37）や傷害疾病定額保険（保険２九）における給付事由（保険66）（以下、保険事故と給付事由を併せて「保険事故等」と表記します。）が発生するまでは条件付保険給付請求権であり、保険事故等が発生した後は具体化した保険給付請求権となります。生命保険の一種である養老保険における保険金請求権には、被保険者の死亡を保険事故とする死亡保険金請求権と、一定の期日における被保険者の生存を保険事故とする満期保険金請求権があり、それぞれ個別に保険金受取人を指定することができます。

また、保険契約者が有する権利としては、解約した場合の解約返戻金請求権や、保険事故等が発生せずに一定期間が経過した場合の満期返戻金請求権などが挙げられます。

これらの権利はあくまで一般的なものであり、契約している保険において実際にどのような権利があるのかを確認するためには、当該契約の保険証券や保険約款等の内容を確認する必要があります。遺言を

作成する際には、これらの書類が保管されているかどうかを確認し、見当たらない場合には保険会社に確認して資料を送付してもらうなどする必要があります。

2　相続財産となる権利か否かを確認し遺言条項を検討する

（１）　具体的請求権

保険事故等の発生により保険金受取人等が取得する保険金請求権、満期到来による満期保険金（満期返戻金）請求権、解約により保険契約者が取得する解約返戻金請求権のように、発生済みの具体的請求権については、保険者（保険会社）を債務者とする金銭債権ですので、通常の金銭債権と同様に相続財産となります。

そのため、通常の債権と同様、「相続させる」遺言や遺贈の対象となり得ますが、保険金等については、具体的権利発生後、速やかに保険会社に請求する例が多く、また、行使することができる時から３年間で消滅時効となるため（保険95①）、保険給付請求権等自体を相続財産として遺言に記載するのは、権利の存否が訴訟で争われている等の限定的な場合に限られるのではないかと思われます。

（２）　生命保険契約者の地位

生命保険契約の約款においては、保険契約者が被保険者の同意及び保険者の承諾を得て保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができる旨の条項が定められていることが通常であり、これにより保険契約者の変更（地位の移転）が可能です（山下友信『保険法（下）』457頁（有斐閣、2022））。

また、保険契約者の地位については、相続のような包括承継によっても承継されると解されています（山下・前掲459頁）。

この点、東京地裁平成23年５月31日判決（平22（ワ）41189）は、生命保険契約の保険契約者兼保険金受取人が保険事故発生前に死亡した事案において、保険契約者の地位が相続により承継されることを認めた

上で、保険契約者変更について被保険者の同意及び保険者の承諾を要する旨の約款の定めは、相続による承継の場合には適用されない旨を判示しています。

こうした見解によれば、被相続人が遺言によって保険契約者の地位を特定の相続人に「相続させる」とすることも可能であり、その場合には被保険者の同意や保険者の承諾は不要であると解されます。

（３）　生命保険の保険金請求権

最高裁昭和40年２月２日判決（判時404・52）は、生命保険（養老保険）の保険契約者兼被保険者が、保険金受取人を「被保険者又はその死亡の場合はその相続人」と指定した場合について、保険契約者の死亡時における相続人を保険金受取人として指定した「他人のための保険契約」であると解した上、この場合、保険金請求権は、保険契約の効力発生と同時に、保険金受取人の固有財産となり、保険契約者兼被保険者の遺産より離脱しているものと解すべきであると判示しました。

すなわち、保険金受取人が相続人であり、保険契約者兼被保険者である被相続人が契約した保険契約に基づき、被相続人の死亡により保険金請求権を取得した場合でも、自己固有の権利として原始取得したことになります（山下・前掲339頁）。

そのため、保険契約者（兼被保険者）である遺言者が保険金請求権自体を遺言によって他の相続人に「相続させる」ことや第三者に「遺贈する」ことはできません。指定されている保険金受取人以外の者に保険金を取得させたい場合には、後述するとおり、保険契約者として遺言による保険金受取人の変更（保険44）を行う必要があります。

なお、保険金請求権が相続財産に帰属しないとされた結果、共同相続人のうちの一部の者のみが保険金受取人として保険金を受領したとしても、特別受益（民903）や遺留分侵害額請求（民1046）の問題は生じないことになります（最判平14・11・５判時1804・17、最判平16・10・29判時

1884・41)。ただし、前記最高裁平成16年10月29日判決は、「保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象となると解するのが相当である。」として、例外的に持戻しの対象となる可能性を認めています。

3　課税関係の取扱いについて確認しておく

遺言によって保険関係に変動を加える場合、民法上の観点のみならず、税法上、どのような課税関係になるかも検討しておく必要があります。その場合、保険契約者、被保険者、保険金受取人が誰であるか、法定相続関係にあるか否か等によって課税関係が異なりますので注意が必要です。

例えば、前述2(3)のとおり、死亡保険金請求権は民法上は相続財産に含まれないとされていますが、保険契約者兼被保険者が死亡したことにより保険金受取人が受け取った死亡保険金は、税法上「みなし相続財産」として相続税の課税対象となる可能性があります（相税３①一)。この場合、保険金受取人が法定相続人であれば一定の非課税限度額が適用されますが（相税12①六)、法定相続人以外の者を保険金受取人に指定していた場合には非課税限度額が適用されないなど、課税関係が異なります。

また、保険契約者兼保険金受取人が被保険者より先に死亡した場合には、「生命保険契約に関する権利」が相続財産となり、相続開始時点の解約返戻金相当額によって評価され（評基通214)、課税対象となる可能性があります。

さらに、保険契約者と実質的な保険料負担者とが異なるような場合には、税法上は実質主義に基づく課税がなされるため、保険料負担者

が死亡した場合には、その負担割合に応じた「生命保険契約に関する権利」が「みなし相続財産」となり、保険契約者に課税される場合があります（相税３①三）。

ケース解説

ケース１　生命保険の保険金受取人を変更したい場合

生命保険契約は、契約してから保険事故が発生するまで長期間にわたるのが一般的であることから、途中で事情の変更により保険金受取人を変更したいという場合があります。そのような場合、保険事故が発生するまでは、保険者（保険会社）に対する意思表示によって保険金受取人を変更することができますが（保険43）、遺言によって保険金受取人を変更することも可能です（保険44①）。

遺言により保険金受取人を変更した場合、遺言の効力発生後に保険者に変更の通知をしないと、保険者に対抗できません（保険44②）。保険会社が通知を受領する前に旧保険金受取人に保険金が支払われてしまうと有効な支払と扱われてしまうため、注意が必要です。また、死亡保険契約（保険者が被保険者の死亡に関し保険給付を行うことを約する生命保険契約（保険38））の保険金受取人の変更には、被保険者の同意が必須となるため（保険45）、保険契約者（遺言者）が被保険者でない場合には、保険者への通知のほか、被保険者の同意書等が必要となります。

前述の2（３）のとおり、保険金請求権は保険金受取人の固有財産であり相続財産には含まれないとされているため、遺言者（保険契約者）が他人の固有財産である保険金請求権を処分することはできません。遺言条項としては、後に疑義が生じないよう、「相続させる」や「遺贈する」との文言は使用せず、「変更する」旨を明確に記載すべきでしょう。

なお、傷害疾病定額保険契約においても、生命保険契約と同様、遺言による保険金受取人の変更が可能とされており、その規定内容も実質的に同様です（保険73・74）。

〔条項例〕生命保険の保険金受取人を変更する場合

第○条　遺言者は、次の生命保険契約における保険金受取人を長男○○○○（令和○年○月○日生）に変更する。

【生命保険契約の表示】

証券記号番号：○○○○○○

契約日：令和○年○月○日

保険者：○○○○生命保険株式会社

保険契約者：遺言者

被保険者：○○○○

保険金受取人：○○○○

ケース２　生命保険契約を特定の相続人に引き継がせたい場合

遺言者が遺言者以外の者（例えば遺言者の妻）を被保険者とする生命保険契約を締結しており、相続開始までの間に保険事故が発生する可能性が低いと見込まれるような場合には、当該保険契約をそのまま相続人の誰か（例えば遺言者の長女）に引き継がせることができれば、そのまま契約を継続して被保険者の死亡に備えたり、その後の経済状況によっては解約して解約返戻金を取得したり、将来を見据えて保険金受取人を（例えば長女の子に）変更したりするなど、様々な活用方法が考えられます。

遺言者がそのような要望を抱いている場合、前述の2（２）のとおり、被相続人が遺言によって保険契約者の地位を特定の相続人に「相続させる」ことは可能であり、その場合には被保険者の同意や保険者の承諾は不要であると解されます。

〔条項例〕生命保険契約に関する権利を特定の相続人に相続させる場合

> 第○条　遺言者は、次の生命保険契約における保険契約者としての一切の権利を、長女○○○○（令和○年○月○日生）に相続させる。
> 【生命保険契約の表示】
> 〔以下省略〕

ケース３　解約返戻金を相続人間で分配したい場合

遺言者が契約している保険（遺言者の死亡が保険事故等に該当しないもの）について、相当額の解約返戻金が見込まれるものの、遺言者の生前に解約するよりも遺言者の死亡まで保険料の支払を継続した方が解約返戻金額が多くなるような場合や、納税資金等として預貯金以外にもある程度の額の金銭を準備しておきたいといった場合には、相続発生後に保険を解約して解約返戻金を相続人間で分配したいとの要望が遺言者から出されることもあるでしょう。

そのような場合、次のような遺言条項とすることが考えられます。なお、清算型の換価分割の遺言をする場合には、併せて遺言執行者の指定（民1006①）をしておくことが通常です。相続人の能力や相続人同士の関係性も考慮して遺言執行者指定の要否を検討することが適切でしょう。

〔条項例〕保険契約を解約して解約返戻金を分配する場合

> 第○条　遺言者は、次の保険契約を解約し、それにより得られた解約返戻金その他の換価金から解約手続に要した費用を控除した残額を妻○○（昭和○年○月○日生）に４分の３、長女○○（平成○年○月○日生）に４分の１の割合で分配するよう、遺産分割の方法を指定する。
> 【保険契約の表示】
> 〔以下省略〕

〔41〕 著作権

チェックポイント
1　対象の著作物が特定されているか
2　著作権の財産的価値が正しく評価されているか
3　利用許諾の対価（印税収入）の扱いも考慮しているか
4　著作物に対する遺言者の意向について定めているか

解　説

1　対象の著作物を特定する

著作権は、著作物を創作したこと自体により発生するものと解されており（著作２①一・17）、一種の財産権として相続人による承継の対象となります。もっとも、権利の発生に特許権や商標権のような設定登録は要件とされておらず、公表、非公表の別も問いません。そのため、生前創作活動を行っていた場合、著作物及びその著作権は広範にわたることになります。そのため、遺言書作成に当たって、特定の著作物（著作権）を対象とする場合には、その著作物（著作権）を特定して記載しなければなりません。

文化庁へ登録されている著作権は、所定の手数料を支払って登録簿の写しを取得することが可能です。また、文化庁が提供する検索システムにより、登録番号、登録年、著作物等の題号、著作者の氏名等の一部の項目から、該当の著作権登録の有無とその内容を調査することもできます。

JASRAC（一般社団法人日本音楽著作権協会）（音楽）、公益社団法人日本文藝家協会（文芸）、一般社団法人日本写真著作権協会などの著作権管理団体への照会により、著作権の管理状況や収益実績を確認で

きる場合があります。書籍の場合は、日本図書コード管理センターが管理するISBN（国際標準図書番号）から、登録出版者を確認することができます。

〔条項例〕特定の著作物（小説）の著作権を相続させる場合

> 第○条　遺言者は、下記の著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める各権利を含む。）を○○に相続させる。
>
> 記
>
> （１）　登録番号　第○○号
> 登録年月日　令和○年○月○日
> 著作物の種類　小説
> 著作物の題名　『○○○○』
> 著作者　○○○○（被相続人名など）
> 公刊日（初版発行日）　20○○年○○月○○日
> 出版社　○○出版株式会社
> ISBN　○○○-○-○○○○○○○○-○○-○
>
> （２）　〔以下省略〕

2　著作権の財産的価値を慎重に確認する

相続税の過度な負担や遺留分侵害のトラブルのリスクを減少させるため、著作権の価額は客観的指標に基づき算定することが望まれます。

税務上、著作権の価額は、著作者ごとに一括して（ただし、個々の著作物に係る著作権について評価する場合には、その著作権ごとに）次の算式によって計算した金額によって評価するものとされており（評基通148）、遺留分算定において著作権を評価する場合も、まずはこの評価方法を参照して算定根拠を整理することが有用です。

「年平均印税収入の額（注１）×0.5×評価倍率（注２）」

（注１）　年平均印税収入の額

課税時期の属する年の前年以前３年間の印税収入の額の年平均額


新日本法規